

保育内容「表現」の指導に関する研究：幼稚園教育要領等の変遷に基づいて

著者	山内 信子
雑誌名	聖和短期大学紀要
号	3
ページ	75-83
発行年	2017-12-20
URL	http://hdl.handle.net/10236/00026463

保育内容「表現」の指導に関する研究

—— 幼稚園教育要領等の変遷に基づいて ——

A Study on Instructions of Expression for Child Care and Education

—— Based on Changes in Course of Study for Kindergarten ——

山内 信子*

要 約

本稿では、幼稚園の音楽表現活動における援助・指導の在り方を探ることを目的として、戦後に刊行された幼稚園教育要領の変遷を辿り、改訂の歴史を整理した。

その結果、幼稚園教育要領は教育政策の影響により、これまで系統主義教育または経験主義教育の二極の間で揺れ動きながら改訂されてきたことが確認できた。また、2017年に改訂・告示された幼稚園教育要領の内容を踏まえながら今後の音楽表現活動における援助・指導の在り方を考察した結果、①知性と感性が融合しあう美的体験の充実に向けた指導の工夫、教材の開発 ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた音楽表現活動における実践者の資質・能力の向上、が重要と考えられることが明らかになった。

キーワード：表現指導、音楽表現活動、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領

1. はじめに

我が国の公教育の基準である小学校学習指導要領（以下、学習指導要領とする）や幼稚園教育要領（以下、教育要領とする）は、戦後から現在まで繰り返し改訂されてきた（表1参照）。戦後に刊行された学習指導要領や教育要領の中で、最も大きな教育方針の転換は、1989（平成元）年に導入された「新しい学力観」である。幼稚園において、それ以前の保育内容は活動別に6領域〔①健康②社会③自然④言語⑤音楽リズム⑥絵画製作〕だったのに対し、それ以降は幼児の発達の側面から5領域〔①健康②人間関係③環境④言葉⑤表現〕に再編された。教育・保育の質保証・向上には、教育要領の周知・徹底とそれらに対する十分な理解や情報共有が欠かせない。2018年スタートの新しい教育要領への十分な理解や

その実践の展開には、過去の教育要領における保育内容や指導法の変化への理解が鍵になると考える。

また一方で、実際の教育・保育の展開は各園の取り組みや実践者の力量、経験、感性などに依るところが大きいが、保育内容「表現」では、特に実践者が指導や展開の仕方に難しさや疑問を感じやすいとの指摘がある¹⁾⁻³⁾。その要因の一つに、実践者は、養成校において分野別に習得した技術や技能を保育の場においては総合的に捉え直す必要があることが挙げられる。現在、多くの養成校では教員の専門分野別に「音楽」や「美術」などの科目が設置されており、「表現」に係る授業科目は分野別に「音楽表現」「造形表現」「身体表現」等に分割して開設されている^{4),5)}。表現領域をめぐるこうした現状の背景には、過去の教育要領の変遷が少なからず関与していると考えられる。

* Nobuko YAMAUCHI 聖和短期大学 専任講師

- 1) 田辺圭子 2006 保育者養成における身体表現—実技講習に対する保育者の感想からの検討— 北陸学院短期大学紀要37 pp. 25-33
- 2) 門脇早穂子 2017 保育における身体表現活動の変遷に関する研究（1）—保育要領、幼稚園教育要領を踏まえて— 園田学園女子大学論文集 pp. 105-118
- 3) 細田淳子 2017 イメージを広げる楽器遊び 全国大学音楽教育学会研究紀要 pp. 1-10
- 4) 源証香 小谷宣路 2014 「保育内容」研究のあり方に関する一考察—保育者養成校における担当教員の専門分野の実態調査から— 埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要 p. 12
- 5) 福西朋子 2015 領域「表現」と保育者養成課程における音楽表現の指導・援助方法科目について 高田短期大学紀要第33号 p. 36

表1 幼稚園教育要領と小学校学習指導要領の改訂経過

教育法令	年	幼稚園	小学校	概要、キーワード
教育基本法 学校教育法制定	1947年 (昭和22年)		学習指導要領 (試案)	戦後における教育の再建、軍国主義からの脱却
	1948年 (昭和23年)	保育要領 (試案)		保育内容「楽しい幼児の経験」12項目の提示 幼稚園が学校体系の一環として組み込まれる
	1951年 (昭和26年)		学習指導要領(試案) (第一次改訂)	昭和24年に新設された教育課程審議会答申を受けて改訂
	1956年 (昭和31年)	教育要領		戦後教育政策からの転換 保育内容6領域「望ましい経験」の提示
	1958年 (昭和33年)		学習指導要領 (第二次改訂)	戦後教育政策からの転換 文部省告示として公示
	1964年 (昭和39年)	教育要領 (第一次改訂)		保育内容6領域「望ましいねらい」 文部省告示として公示
	1968年 (昭和43年)		学習指導要領 (第三次改訂)	教育の量的拡大の推進、教育の質の改善 詰め込み教育強化
	1977年 (昭和52年)		学習指導要領 (第四次改訂)	教育の方針の見直し、ゆとりある充実した学校生活 豊かな人間性の育成
	1989年 (平成元年)	教育要領 (第二次改訂)	学習指導要領 (第五次改訂)	新しい学力観の提起、保育内容を5領域に再編、「生活科」の新設、個性重視の原則、生涯学習体系への移行
	1998年 (平成10年)	教育要領 (第三次改訂)	学習指導要領 (第六次改訂)	ゆとり教育の促進、「生きる力」の育成、「総合的な学習の時間」新設、「学校週5日制」の導入
	2003年 (平成15年)		学習指導要領 一部改正	「確かな学力」の推進 学習指導要領は最低基準であると明確化
教育基本法改正	2006年 (平成18年)			
学校教育法改正	2007年 (平成19年)			
	2008年 (平成20年)	教育要領 (第四次改訂)	学習指導要領 (第七次改訂)	知識基盤社会における新たな展開、「生きる力」の理念共有と「確かな学力」の育成、知・徳・体の調和、幼小の円滑な接続
	2017年 (平成29年)	教育要領 (第五次改訂)	学習指導要領 (第八次改訂)	社会に開かれた教育課程、「三つの資質・能力」の育成 「主体的・対話的で深い学び」の実現

(参考) 我が国の学校教育制度の歴史 2012 (国立教育政策研究所) など

そこで本稿では、戦後に刊行された教育要領の改訂の経緯を辿り、幼稚園においてどのような音楽教育が目指され実際に行われてきたのかを整理する。さらに、2017年に改訂・告示された教育要領の内容を踏まえながら今後の音楽表現活動の援助・指導の在り方について考察する。なお、教育要領の変遷の歴史は学習指導要領のそれとのつながりが推察されるため、本稿では両者の関連性にも着目し整理を行うこととする。

2. 保育内容「音楽リズム」の変遷

2-1. 1948 (昭和23) 年の保育要領刊行

教育要領の前身として戦後初めて作成された「保育要領—幼児教育の手引き」は、幼児教育全体の手

引き書および一般の父母の指導書として刊行された。刊行当時、日本はまだ第二次世界大戦後の米国占領下にあり、それまでの軍国主義や極端な国家主義の排除を目的とした教育の再建を目指していた。新しい教育制度確立に向けて、まず1947 (昭和22) 年に米国諸州で採用されていた「Course of study」を基に「学習指導要領・試案」が小学校教諭の手引き書として刊行された。同年、学校教育法と教育基本法が制定され、幼稚園が学校体系の一環に位置付けられた。その翌年、倉橋惣三を長とした幼児教育内容調査委員会によって保育要領が作成、刊行された。これらは戦後短期間のうちにまとめられたため未完成であり、以降、毎年度公刊する前提のもと「試案」とされた⁶⁾。

6) 岡田正章 坂元彦太郎 森上史朗他編纂 1980 戦後保育史第1巻 フレーベル館 p.30, p.121

保育要領は米国のCIE顧問ヘレン・ヘファーナン女史(Helen Heffernan)^{注)}が示した「Suggestions for Care and Education in Early Childhood」を基に作成された。ヘファーナンの自由保育主張の影響により、本要領全体に幼児の側に立ってその発達を促す姿勢が貫かれている⁷⁾。「楽しい幼児の経験」をサブタイトルとした保育内容は、幼児の興味や要求を出発点とした生活中心の12項目〔①見学②リズム③休息④自由遊び⑤音楽⑥お話⑦絵画⑧製作⑨自然観察⑩ごっこ遊び・劇遊び・人形紙芝居⑪健康保育⑫年中行事〕によって成り立っている。

音楽に関連する保育内容は「リズム」と「音楽」の二つである。その内、「リズム」の目的は「音楽的な感情やリズム感を満足させ」、「子供の考えていることを身体の運動に表わさせ」、「いきいきと生活を楽しませる」とあり、①唱歌遊び②リズム遊びにより構成されている。この「リズム」は、当時文部省で保育要領の作成に従事していた坂元彦太郎が、H.ヘファーナンの示したRhythmsを、「リズム」と表したことに始まる⁸⁾。ここでの「リズム」は本来の音楽用語の意味ではなく、「リズム遊び」「表現運動」などの身体表現と音楽の融合を表す用語として用いられている。つまり坂元は、在来の保育内容「遊戯」を刷新しようと、音楽と身体的な表現を一体とした「リズム」を新たに提示し、教師の決めた身体の動きを幼児に模倣させる教師主導型の「遊戯」から、自発的な幼児の身体の動きを重んじる幼児主体の「リズム」への転換を試みたことがわかる。

また、「音楽」の目的は「幼児に音楽の喜びを味わわせ、心から楽しく歌うようにすること」や「音楽の美しさをわからせること」や「音楽美に対する理解や表現力の芽生えを養い、生活に潤いをもたせる」とあり、①歌唱 ②器楽 ③鑑賞 により構成されている。在来の保育内容「唱歌」では歌唱指導が中心であったが、本要領では、②器楽 ③鑑賞の項目が新たに加わった。ここでは幼児の即興的な歌

を重んじたり、幼児に曲を選ばせ楽器を自由に演奏させたり、幼児の考えによって振り付けを創作させること等が推奨されている。また、子ども用の楽器として「太鼓・小太鼓・シムバル・トライアングル・笛・和音笛・カスタネット・シロホン・鈴」を挙げ、「決して教師の命令によって演奏させてはならない」とある⁹⁾。

以上のように、保育要領の「リズム」や「音楽」の目的からは、幼児の自発的な活動や経験が尊重され、幼児を主体とした経験主義教育に基づく指導が目指されていたことが確認できる。

2-2. 1956(昭和31)年の幼稚園教育要領制定

1952(昭和27)年のサンフランシスコ講和条約締結を受け、米国占領下の戦後教育政策からの転換が図られ、1956(昭和31)年に新たな「幼稚園教育要領」が制定された。背景には、前要領の保育内容や指導方法が在来のものと余りにもかけ離れていたことや、幼児の興味・関心を出発点とする経験主義教育の本質を理解し実践することが実際には困難だったことなどから¹⁰⁾、前要領が学校教育機関にふさわしくないとの批判が起こったことが挙げられる。

本要領では「まえがき」の冒頭に「1. 幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性をもたせる」¹¹⁾とあり、小学校へと繋がる保育カリキュラムの構築が目指されていたことが確認できる。また、「指導計画の作成」が初めて打ち出されたことから、保育の計画性が重んじられたことも推察できる。これら系統性や計画性の重視から、本要領では従来の経験主義から系統主義へと教育方針が転換されたことが示唆される。

前要領のサブタイトル「楽しい幼児の経験」は「望ましい経験」に改められ、12項目の保育内容は6領域〔①健康②社会③自然④言語⑤音楽リズム⑥絵画製作〕に分類整理された。この中の音楽に関連する「音楽リズム」は、日本固有の領域名であり、前要領の「音楽」と「リズム」の保育内容を統合し

注) ヘレン・ヘファーナン(Helen Heffernan)は連合軍最高司令部民間情報教育局、通称CIEの顧問として当時の「保育要領」制定に係る幼児教育内容調査委員会の指導を行い、強い影響力をもっていたとされる。

7) 田邊圭子 2014 「幼稚園のための指導書音楽リズム」(昭和28年)刊行過程の研究(1) 北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要第7号 p.70

8) 田邊圭子 2015 「幼稚園のための指導書音楽リズム」(昭和28年)刊行過程の研究(2) 北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要第8号 p.69

9) 乙部はるひ 2012 幼稚園における楽器活動の歴史的変遷と現在の問題点 帝京科学大学紀要第18号 p.31

10) 前掲6) pp.49-51

11) 前掲6) pp.116-117

た領域名として、本要領制定以降30年以上用いられた。「音楽リズム」の用語が最初に公式に用いられたのは、幼稚園に関する最初の指導書「幼稚園のための指導書 音楽リズム」(昭和28年2月)であり、この中で「音楽リズム」は身体表現を表す「リズム」よりも音楽表現を表す「音楽」に傾斜した意味で用いられた。そして、同内容がそのまま本要領にも引き継がれたため、保育内容「音楽リズム」は音楽を中心とした以下の4事項で成り立っている。

1. 歌を歌う 2. 歌曲を聞く 3. 楽器をひく
4. 動きのリズムで表現する

ここでは1.と3.が音楽表現、2.が音楽鑑賞、4.が身体表現に関する事項にまとめられており、それぞれに係る多様な活動が示されている。しかし従来、教師主導型の「歌唱活動」と「遊戯」が活動の中心とされてきたため、保育現場では「音楽リズム」の活動をどのように行ったらよいか戸惑いが生じ、指導法に極端なばらつきがあったと指摘されている¹²⁾。そのため、文部省主催の指導者講習会などが開催され、新しい「音楽リズム」の内容が指導・伝達された。また、このころ「音楽リズム」に対応したテキストも多数出版され、具体的な活動例が教材として示された¹³⁾。さらには、日本の高度経済成長とともに幼稚園で簡易楽器が購入可能になったことや、教育要領に「カステネット・タンブリン・たいこなど、いろいろなリズム楽器を使う」と示されたこと、「幼稚園設置基準」において簡易楽器を備えることが義務化されたこと等により、この頃から器楽教育が盛況となった¹⁴⁾。

2-3. 1964 (昭和39) 年の改訂

1955 (昭和30) 年頃から我が国の経済は高度成長期に入り、科学技術教育への拡充や早期教育が導入され始めた。知識偏重の教育、いわゆる詰め込み教育の始まりである。そうした中、1958 (昭和33) 年に文部省告示として学習指導要領が公示された。以降、学習指導要領はほぼ10年おきに改訂されること

となる。

1963 (昭和38) 年9月の教育課程審議会答申¹⁵⁾において、幼稚園教育は小学校教育の単なる準備ではなく、ふさわしい環境を与え、生活経験に即した総合的な指導を行うことが求められた。これを受けて1964 (昭和39) 年に改訂・告示された本要領では基本方針を示す「第1章総則」に、「小学校的でない」「幼児の本質を十分とらえた幼稚園教育」が明示され、幼児に過度な負担を与えないよう「幼児の年齢や発達に程度」に留意した指導が望まれている。また、前要領の「望ましい経験」は本要領で「望ましいねらい」に改められ、合計137事項の「幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましい具体的なねらい」が示された。そして「望ましい具体的なねらい」をまとめた「ねらいの束」「目標群」が「領域」と位置づけられた¹⁶⁾。背景には、前要領における「小学校との一貫性」、「指導計画の作成」、「領域」が現場においては小学校の教科を想起させ、結果的に多くの園で教師主導型の教科的指導が行われていた実態がある¹⁷⁾。また当時、早期教育が流行し、見映えや結果を求めた技術・技能の習得に偏った指導がみられた影響もある¹⁸⁾。

領域「音楽リズム」では全26事項に及ぶ音楽に関する具体的なねらいが示され、次の4事項に整理しまとめられた。これらは、「第1章総則」に示されている「5. のびのびとした表現活動を通して、創造性を豊かにする」ことを前提としている。

1. のびのびと歌ったり、楽器を弾いたりして表現の喜びを味わう。(歌唱・器楽演奏)
2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。(身体表現)
3. 音楽に親しみ、聞くことに興味をもつ。(音楽鑑賞)
4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。(創作表現)

「音楽リズム」の指導書¹⁹⁾の基本方針には、「外部

12) 大畑祥子 1982 幼児音楽教育成立への課題 季刊音楽教育研究第33号 音楽之友社 pp.2-10

13) 石川眞佐江 2013 幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史の変遷：領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への変遷を中心に 静岡大学教育学部研究報告第44号 p.100

14) 細田淳子 1996 保育における器楽教育の導入 東京家政大学研究紀要第36号 p.117

15) 岡田正章 久保いと 坂元彦太郎他編著 1980 戦後保育史第2巻 フレーベル館 pp.44-45

16) 前掲15) pp.50-51

17) 前掲6) p.145 p.153

18) 前掲9) p.33

19) 幼稚園教育指導書領域編音楽リズム 1971 文部省チャイルド本社 p.4

から押しついたり型にはめたり」せず、「思うままにのびのびと楽しく」活動すること、こうした指導によって「しぜんに創造性が芽生え」、「豊かになる」とある。従って、本要領における「音楽リズム」の指導は「幼児の年齢や発達」に即した、「のびのびと楽しい」自発的な表現を重視していると確認できる。

しかし、その枠組みは小学校の音楽科における鑑賞・表現・創作に統一され、1と2は表現、3は鑑賞、4は創作、に関する項目で構成されている。つまり、本要領においても前要領と同様に「小学校との一貫性」が確認でき、経験主義に基づく保育内容が系統主義に基づく教育カリキュラムの枠組みで構築され、両者が混在していたことがわかる。

3. 保育内容「表現」の変遷

3-1. 1989（平成元）年の改訂

1965（昭和40）年以降、我が国では科学・産業・文化などの進展に伴い「基礎学力」「科学技術教育」重視の詰め込み教育が強化された。小学校では1968（昭和43）年に学習指導要領が改訂され、学習内容の増加、高度化が図られた。しかしその後、「結果が良ければすべてよし」とする教育の画一性・硬直性や、受験競争・学歴獲得競争の過熱化などが社会的に問題視されるようになり、1977（昭和52）年の改訂ではゆとり路線へと大きく方針転換が図られた。そこでは「ゆとりある充実した学校生活」「個性や能力に応じた教育」「豊かな人間性の育成（知・徳・体の調和）」が打ち出された。

幼稚園では、前改訂から約20年後の1983（昭和58）年、中央教育審議会が審議経過報告²⁰⁾を発表し、「本来の幼稚園教育の在り方からみて適切とはいえない教育がおこなわれている実態」があり、「幼稚園教育についての理解共有が十分には形成されていない」と指摘した。背景には、一部の園で園児獲得を目的とした特色ある教育や指導を実践していたことが挙げられる。前改訂以降、小学校の先取り教育や成果重視の活動を行う園が現れ、かなや漢字の読み書き、算数、英語、鼓笛隊、組体操、パソコンなど、

知識や技能に係る指導をエスカレートさせ、幼児にとって負担と思われるような高度なものを要求する傾向があった²¹⁾。中でも当時盛んであったマーチングバンド活動では、鼓笛隊形式の演奏が運動会のプログラムのハイライトとして定着し、トレーニング重視の過度な技能中心の指導が行われた²²⁾。これらは、前要領における小学校音楽科の形式との一貫性、知識偏重の詰め込み教育の政策、早期教育の流行等の影響によると考えられる。また一方では、子どもを放任して遊ばせているだけの保育などの極端な例もみられるようになったため、こうした「適切とはいえない」状況を改善しようと1989（平成元）年3月、学習指導要領と教育要領が全面的に改訂・告示された。

本改訂では、「学校教育は生涯学習の基礎を培うもの」として、「自ら学ぶ意欲」と「社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」を重視する必要があると示され、学習結果としての「知識・技能」よりも学習過程で習得する「関心・意欲・態度」や「思考・判断・表現」に、より多くの価値を認めようとする「新しい学力観」が提起された²³⁾。当時、発達に関する理論が大きく転換された影響もあり、小学校では児童の具体的な活動や体験を重視する観点から、低学年において理科と社会が統合され「生活科」が新設された。幼稚園でも「幼児期に育てるべき能力と態度を考慮する」観点²⁴⁾から、保育の基本的概念として環境を通しての教育が明示され、遊びを中心とした保育が重視された。従来の6領域は5領域〔①健康②人間関係③環境④言葉⑤表現〕に再編され、教師・保育者の役割は「指導」から「支援・援助」へと転換された。また、前要領の「小学校との一貫性」を意識した記述や枠組みは削除され、保育内容の抽象化・大綱化が図られた。これらから、本要領では30年以上続いた系統主義から経験主義へと、再び教育方針が大きく転換されたことが示唆される。

領域「表現」は、従来の音楽、造形、劇などを包括した「感性と表現に関する領域」として「豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意

20) 岸井勇雄編著 1989 改訂幼稚園教育要領の展開 明治図書 p.23

21) 前掲20) pp.24-25

22) 吉永早苗著 無藤隆監修 2016 子どもの音感受の世界一心の耳を育む音感受教育による保育内容「表現」の探求—萌文書林 p.150

23) 戸田浩史 2009 「ゆとり教育」見直しと学習指導要領の在り方 立法と調査295号 p.67

24) 前掲20) p.52

欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものとされた。ここでは「心情、意欲、態度」に関するねらいが、主体となる幼児の視点で三つ示された。

1. いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。(心情)
2. 感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。(意欲)
3. 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。(態度)

音楽に係る直接的な記述内容は「(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう」の一文にとどまり、具体的な表現活動に関する記述は大幅に削除された。また、「3. 生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導」への留意が示されたことから、大人の価値観による見映えや成果を求める教師主導型の指導への是正が確認できる。つまり、教育要領の大綱化・抽象化により、教師主導型、技能中心の指導からの脱却が図られたと理解できる。

本改訂の調査協力者会議委員であった大場は、解説書²⁵⁾や著書²⁶⁾の中で、領域「表現」を大人の考える音楽リズムや絵画製作、劇等の分野別で捉えるのではなく、本質的な「幼児表現論」あるいは「総合的な表現論」から捉えることを提唱した。つまり、それは「表現」を幼児の自発的・主体的な活動を自由に引き出す領域と捉える考え、あるいは、幼児の発達の視点を重んじ、ねらいを総合的に達成する領域と捉える考えであった。また、演奏や作品の出来映えなどの結果ではなく、幼児の心情に目を向けて、外界からの刺激を感受することやその感受を自分の外側に表出する過程を援助する、援助的指導がふさわしいとした。こうした「表現結果よりも、表す過程で経験する『心情・意欲・態度』に価値を認めようとする」説は先に述べた「新しい学力観」が根底にあると推察される。

ここで提示された「新しい学力観」を根底とする考えは、現在に至るまで30年近く引き継がれている。2018年スタートの教育要領においても、「心情・

意欲・態度」は「学びに向かう力、人間性」に包含され重視されていることから、本改訂における「新しい学力観」の提示は音楽教育の歴史における大きな転機であったといえる。

なお、本要領の領域「表現」のねらい及び内容は、これ以降大きな変更はなく、ほぼ同様の記述であったため、1998年と2008年の改訂を一区分として次項で整理する。

3-2. 1998 (平成10) 年と2008 (平成20) 年の改訂

1989 (平成元) 年以降、少年犯罪の凶悪化、学級崩壊などの社会問題を受けて、子どもの心の教育を重視する社会情勢から「ゆとり教育」が促進された。1998 (平成10) 年7月の教育課程審議会答申では「学校では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要」と示され、学力は「単なる知識の量」ではなく、「自ら学び自ら考える力などの『生きる力』を身に付けているかどうか」によって捉えるべきと示された²⁷⁾。こうした基本方針のもと、1998 (平成10) 年に学習指導要領と教育要領が改訂・告示された。小学校では、児童がゆとりの中で繰り返し学習したり自分の興味・関心等に応じた学習にじっくり取り組んだりすることを目指した「学校週5日制」「総合的な学習の時間の創設」「授業時間の大幅削減」「教育内容の厳選」が実施された。幼稚園では「生きる力の基礎」の育成を柱に、幼児の遊びを中心とした生活体験を重んじることや、幼稚園の地域の子育て支援のための教育センターとしての役割や、小学校との連携の強化等が示された。

1998 (平成10) 年の改訂以降、経験主義教育を中核としたゆとり教育が促進される中、時代は急速な知識基盤社会、グローバル社会へと発展し、子どもに知識を質・量の両面にわたって身に付けていくことへの社会的要請が高まった。また、OECD (経済協力開発機構) の国際学習到達度調査 (PISA) と、IEA (国際教育到達度評価学会) の国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)、さらには文科省の学力調査により児童の学力低下が明らかとなった。これにより、子どもの自主性を尊重する余り教員が指導を躊躇する状況があったのではないかと、学力が十分に

25) 大場牧夫編著 1989 幼稚園教育要領解説 フレーベル館 p.130

26) 大場牧夫著 1996 表現原論 幼児の「あrawし」と領域「表現」萌文書林 pp.142-157

27) 前掲23) p.67

育成されていないのではないか²⁸⁾という教育政策に対する批判が起こった。そこで、文科省が緊急アピール「学びのすすめ²⁹⁾」を発表し、教師や保護者へ「確かな学力」が訴えられた。事実上、ゆとり教育から再び学力重視へと教育方針の転換が図られた。

以上のような経緯を経て、2008（平成20）年3月に学習指導要領と教育要領が同時に改訂・告示された。小学校では知識基盤社会で重要となる「生きる力」を「ゆとりか詰め込みか」ではなく「確かな学力、豊かな心、健やかな体（知・徳・体）」の調和によってバランス良く育んでいく観点から見直しが行われた。特に「確かな学力」に関しては「学力の三要素」として①基礎的な知識及び技能②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力③学習意欲 の3事項が明示された。

幼稚園では、教育基本法の改正により「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」であることが明確化され、「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」であり「幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う」ことが明示された。また、幼稚園と小学校の教育の円滑な接続や幼稚園生活と家庭生活との連携、子育て支援と預かり保育における幼稚園教育の充実が示された。

音楽表現活動においては「新しい学力観」の導入以降、「心情・意欲・態度」が重視され、子どもが楽しければよい、喜んで取り組めたらよい、とされる傾向が生じ、将来の芸術・文化教育につながる豊かな音楽表現活動が活発には行われにくくなり、その質の低下が問題視されるようになった³⁰⁾。さらには支援・援助の強調が適切な指導への混乱を生じさせたとの指摘³¹⁾もあり、技能中心の指導に偏りがちな楽器遊びや歌唱活動における援助的指導の難しさも浮き彫りとなった。これら平成に生じた、とまどいや明確な方向が見いだせない状況に対し、乙部³²⁾は見映えや結果を求める技能中心の教師主導型の音

楽教育が長期間にわたり行われてきたため、幼児の表現を引き出すための研究がほとんど行われてこなかったことを指摘している。「新しい学力観」の導入は、一部では技能中心の教師主導型の指導からの脱却において有用性が認められたものの、質保証・向上の面においては疑問が残ったままである。実践者や研究者による、幼児の感受性を育み主体的な表現を引き出す援助・指導の在り方への模索は続いており、混沌とした状況からは抜け出せずにいる。そこで次項では、質の保証・向上を前提とした今後の音楽表現活動の援助・指導の在り方について、次期教育要領の内容を踏まえながら述べることとする。

4. 今後の展望

4-1. 2017（平成29）年の改訂

2017年3月に改訂・告示された次期学習指導要領は、幼稚園において2018年度から、小学校において2020年度から全面実施となる。現在、社会の変化が激しく未来の予測が困難な時代を背景に、OECDの「キー・コンピテンシー（主要能力）」や「21世紀型スキル」など、知識基盤社会の中で人生を豊かに切り拓くための資質・能力の育成が世界規模で求められている。2016（平成28）年の中央教育審議会答申³³⁾では、「生きる力の育成」を基本理念として、社会との連携及び協働により、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る「社会に開かれた教育課程の実現」が掲げられた。また、その実現にむけた教育課程の編成に必要な6項目が示された。

- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善、充実）
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）

28) 文科省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 2016 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ p.3

29) 文部科学省初等中等教育局 2004 確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」

30) 永岡都 2016 幼児期の言語と身体の発達を促す音楽活動 学苑・初等教育学科紀要 No.908 p.41

31) 門松良子、志村洋子他 2003 幼稚園教育要領「表現（音楽的側面）」の具体化の問題点 日本保育学会発表論文集(56) S2-S3

32) 前掲9) p.34

33) 文部科学省中央教育審議会答申 2016 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について p.21

- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

①「何ができるようになるか」では、前要領で示された「学力の三要素」を基に、新たな「資質・能力の三つの柱」が示された。これら三つの資質・能力を各学校段階に応じて一貫して示すことにより、幼稚園から高等学校を系統的に組織できるよう図られている。教育要領の「第1章総則」の第2の1では「幼稚園教育において育みたい資質・能力」として次に示す三つの柱を一体的に育むよう求められている。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

また、③「どのように学ぶか」では、「主体的・対話的で深い学び」の実現を中核とした「アクティブ・ラーニング」の視点が学校体系全体に示された。教育要領では3. 指導計画の作成上の留意事項(2)に同内容が記載されている。さらに、⑤「何が身に付いたか」では、教育要領において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10事項が明示されている。これらの「姿」を踏まえて教育課程を編成しPDCAサイクルに基づき指導の改善を図っていくことや、この「姿」を小学校の教師と共有することにより「幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続」強化が望まれている。

これらから、幼稚園教育は小学校以降の教育や生涯学習とのつながりの中で捉えるべきであり、学校段階を超えて子どもの育ちや学びを見通すことが重視されていると考えられる。以上より次期教育要領においては、

- ①「主体的・対話的で深い学び」によって「資質・能力の三つの柱」をバランスよく絡み合わせながら育む

- ②「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成し、学校段階を超えた幼児の育ちや学びを見通す視点をもつ

これらが援助・指導における改訂ポイントであると確認できる。本改訂では、「第2章ねらい及び内容」の表現領域において大きな変更が見られないものの、「第1章総則」が抜本的に見直され、幼稚園から高等学校を系統的に組織するよう教育カリキュラムの枠組みが構築されていることが確認できる。従って、経験主義から系統主義へと教育方針が傾斜しつつあると推察される。

4-2. 音楽教育における援助・指導の在り方

戦後に刊行された学習指導要領ならびに教育要領の改訂経緯の整理から、教育政策は社会的な背景や要請に導かれ「経験主義または系統主義」教育の二極の間で揺れ動いてきたことが確認できた。また、音楽教育においてその質の低下が問題視されている現状は、次に挙げる事柄が影響していると考えられる。①系統主義教育の中で、結果を求める教師主導型の技能中心に偏った指導が30年以上行われてきたこと ②早期教育などの行き過ぎた指導への反省や発達観の転換により、平成に入って幼児を主体とした生活経験を重んじる経験主義教育に大きく方針転換が図られたこと ③援助・支援の強調によって指導方法に混乱やとまどいが生じたこと ④「新しい学力観」を重んじるあまり、幼児の主体的な表現を引き出す研究が活発に行われてこなかったこと、等である。

さらに、戦後から今日までの歴史的な流れから、今後も教育政策は長いスパンで「経験主義または系統主義」の両極を揺れ動いていくことが予想される。その中で、「教師主導型の技能中心の偏った指導」や「適切な指導への躊躇」、あるいは「『新しい学力観』のみを重んじる指導・援助」が継承されるならば、音楽教育の更なる質の低下は免れないであろう。従って、将来に向けてその質を担保し向上させていくには「経験主義または系統主義」を超えて、新たに「調和を重んじる指導」への視点が重要と考える。これを次期教育要領に準ずる形で表すと、「三つの資質・能力」の育成の実現となる。つまり、音楽表現活動における美的経験や体験を「主体的・対話的で深い学び」によって展開し、「三つの資質・

能力」育成の実現を図ることが、音楽教育の質の保証・向上に繋がるのではないかと考える。

文科省³⁴⁾によると、知識基盤社会を豊かに生き抜く力は「資質・能力の三つの柱」が相互に関連される中で育成され、その育成は生きて働く「知識の質や量」に支えられると考えられている。また、こうした考え方は、「芸術やスポーツ等の分野にも当てはま」り、小学校の芸術系（音楽科や図画工作）科目では、「感性は知性と一体化して創造性の根幹をなすもの」であり、「身体を通して知性と感性を融合させながら捉えていくこと」が学びであると示されている。これらから、芸術創造の基盤は「感性と知性の融合」によって成り立つと捉えられていることがわかる。従って、小学校以降の芸術創造につながる幼児期の音楽表現活動においては、これまで重視されてきた「心情、意欲、態度」のみならず、「知性と感性」が融合し合った美的経験や体験が必要であろう。つまり、小学校の先取り教育ではない、幼児の発達段階に即した「知性と感性が融合した美的体験の充実に向けた指導の工夫、教材の開発」が必要であると考えられる。

また、「三つの資質・能力」は「主体的・対話的で深い学び」によって実現されるよう求められている。「主体的・対話的で深い学び」の実現においては、まず幼児のやる気や意欲を引き出すことが肝要となる。さらに、幼児の興味・関心が持続・発展する様な遊び込める環境作りには、実践者自身の興味・関心の幅や深さ、指導における絶え間ない改善・充実が問われるであろう。

こうしたことより、今後の音楽表現活動における質保証・向上を前提とした援助・指導においては、

- ①知性と感性が融合しあう美的体験の充実に向けた指導の工夫、教材の開発
- ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた音楽表現活動における実践者の資質・能力の向上

以上の事柄が重要であると考えられる。これらの実現には実践者の力量、経験、感性を高める研修や講座が必要であり、現場における園内研修の充実はもとより、園外研修や研究者等との情報交換の場がより重要となるであろう。また、これら研修体制の

整備、強化には現場におけるチーム体制や余裕をもった人員配置、財源の確保が前提となるため、今後は実践者を対象とした教育行政の在り方も問われているといえる。

〈参考文献〉

- ・武藤隆 2007 事例で学ぶ保育内容〈領域〉表現 萌文書林
- ・民秋言他 2014 幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立 萌文書林
- ・大畑祥子、志村洋子 1984 標準音楽リズム教育法 音楽之友社
- ・名須川知子 2004 唱歌遊戯作品における身体表現の変遷 風間書房
- ・田辺圭子 2006 保育内容における身体表現に関する一考察 北陸学院短期大学紀要第38号 pp.61-69
- ・栗原泰子 2003 幼稚園教育における「表現」教育の系譜（1）—6 領域時代における「表現」の捉えられ方— 日本保育学会大会発表論文集（56） pp.558-559

34) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 pp.26-29、pp.195-196